

令和6年度個人住民税の定額減税（特別税額控除）について

対象者

令和6年度分個人住民税の納税義務者のうち、前年（令和5年分）の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は給与収入額2,000万円以下※）で、所得割が課税となる方が対象です。（均等割のみ課税となる方は定額減税の対象外です）。

※子ども・特別障害者等を有する者等の所得調整控除の適用を受ける方は2,015万円以下となります。

算出方法

納税者の個人住民税の税額控除後の所得割額から以下の金額を控除します。（算出した定額減税額が納税者の所得割額を上回る場合は、所得割額が減税の限度となります。なお、均等割額及び森林環境税額への減税適用はありません。）

【定額減税額】＝（1）＋（2）

（1）本人 1万円

（2）控除対象配偶者及び扶養親族 1人につき1万円（ただし、国内居住者に限る）

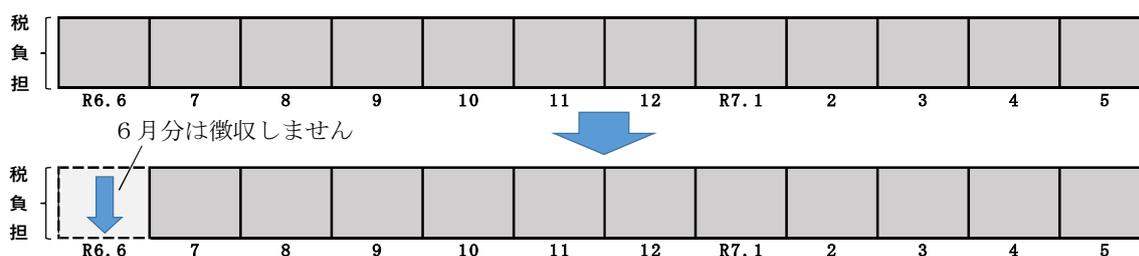
（計算例）扶養親族1名の場合

納税者本人（1万円）＋扶養対象の子（1万円）＝定額減税額2万円

給与所得に係る特別徴収の実施方法

令和6年6月分は徴収せず定額減税後の年税額を、令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で均等に割って徴収します。（百円未満の端数については7月にまとめて徴収します。）

◇ただし、合計所得金額1,805万円超の方や均等割・森林環境税のみ課税の方など、定額減税が適用されない方については、通常どおり令和6年6月分から特別徴収します。



- ・ 個人住民税の定額減税額は特別徴収義務者が計算していただく必要はございません
- ・ 毎月の特別徴収税額が通常と異なりますので、特別徴収税額の決定通知書（特徴義務者用）をご確認いただきますようお願いいたします。